

平成 30 年 3 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

規約改定のご案内

拝啓早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 30 年 4 月 1 日より下記の通り、小山 VT オークション農業機械コーナーに於ける手数料の新設および規約内容の改定をさせていただきます。

今後とも、より利便性の高いオークションが開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方には、何卒ご理解を頂き、ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 30 年 4 月 1 日

内 容

規約の改定

- 1.(Ⅰ) 第六章 手数料 第 25 条(手数料) 手数料区分の改定
- 1.(Ⅱ) 第六章 手数料 第 25 条(手数料) アライAA小山 農業機械手数料の新設
- 1.(Ⅲ) 第六章 手数料 第 25 条(手数料) アライAA仙台 「料金区分」の改定
2. 第九章 書 類 第 32 条(譲渡書類) 第(15)項の改定
3. 第十一章の〔Ⅰ〕 検査規程 第 3 条(出品車両規定)第 11 項～15 項の改定
4. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第 3 条(処理基準)第 39 項の改定
5. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第 5 条(非クレーム対象)第 18 項の改定

1.(I)第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」 ※手数料区分の改定

《現在の規約》

※手数料区分

小 型[現状含む]	軽自動車・小型自動車・普通自動車
中型Ⅰ[現状含む]	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ[現状含む]	積載量4t以上5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス[乗車定員11人以上30人未満]
大 型[現状含む]	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上)
特 大[現状含む]	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・特大建機

*建設機械・産業機械手数料区分に関しましては会場毎に規定を別途定めます。

↓

《改訂後の規約》

※手数料区分

小 型[現状含む]	軽自動車・小型自動車・普通自動車
中型Ⅰ[現状含む]	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ[現状含む]	積載量4t以上5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス(乗車定員11人以上30人未満、同サイズの車両等含む)
大 型[現状含む]	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上、同サイズの車両等含む)
特 大[現状含む]	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・特大建機

*建設機械・農業機械・産業機械手数料区分に関しましては会場毎に規定を別途定めます。

1.(II)第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」 アライAA小山 農業機械手数料の新設

アライAA小山 農業機械手数料

価格帯	出品料	成約料	落札料
100,000円未満	4,000円	11,000円	11,000円
100,000円～500,000円未満	8,000円	13,000円	13,000円
500,000円～1,000,000円未満	12,000円	15,000円	15,000円
1,000,000円以上	16,000円	17,000円	17,000円

◆出品料は、希望価格により自動算出

※希望価格未記入または価格調整時に希望価格外した場合(99,999設定)は、MAX値の16,000円とする。

◆成約料&落札料は、落札金額により自動算出

1.(Ⅲ)第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」アライAA仙台 4W 手数料 「料金区分」の改定

《現在の規約》

アライAA仙台4W手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
普通車・小型・中型Ⅰ[現状・産業機械含む]	6,000円	7,000円	7,000円	12,000円	15,000円
中型Ⅱ[現状・産業機械含む]	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型[現状・産業機械含む]	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	23,000円
特大[現状・産業機械含む]	20,000円	30,000円	30,000円	35,000円	38,000円
当日出品	上記に1,000円プラス		上記同額		
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		10,000円	上記に5,000円プラス	
逆商談手数料	10,000円	10,000円	上記同額		

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

(注3)VT大型の商談手数料は落札料と同額の15,000円となり、VT特大の商談手数料も落札料と同額の30,000円となります。(ライブ会員商談除く)

↓

《改訂後の規約》

アライAA仙台4W手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
普通車・小型・中型Ⅰ[現状・農機・産機含む]	6,000円	7,000円	7,000円	12,000円	15,000円
中型Ⅱ[現状・農機・産機含む]	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型[現状・農機・産機含む]	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	23,000円
特大[現状・農機・産機含む]	20,000円	30,000円	30,000円	35,000円	38,000円
当日出品	上記に1,000円プラス		上記同額		
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		10,000円	上記に5,000円プラス	
逆商談手数料	10,000円	10,000円	上記同額		

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

(注3)VT大型の商談手数料は落札料と同額の15,000円となり、VT特大の商談手数料も落札料と同額の30,000円となります。(ライブ会員商談除く)

2. 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 第(15)項の改定

《現在の規約》

(15) 建設機械・産業機械を出品し成約した出品者は、オークション開催日を含む8日以内に、アライAAが定める「誓約書兼販売証明書」を当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合、または陸運支局管轄のナンバープレートを付けた機械(車両)を成約した場合に限り、提出は不要とします。またクレーン車両及び陸運支局管轄のナンバープレート付き機械(車両)の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。

↓

《改訂後の規約》

(15) 建設機械・農業機械・産業機械を出品し成約した出品者は、オークション開催日を含む8日以内に、アライAAが定める「誓約書兼販売証明書」を当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合、または自動車検査証もしくは登録識別情報等通知書、新規・移転・抹消登録等に必要な譲渡書類を提出する場合に限り提出は不要とします。またクレーン車両及び陸運支局管轄の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。

3. 第十一章の〔I〕 検査規程 第3条(出品車両規定) 第11項～15項の改定

《現在の規約》

- 11 アライAAでは、建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械「以下、産業機械」と称します。)に関する運営をアライAA各会場毎に定めるものとし、その詳細をアライAAホームページ内、各会場「出品規定」に掲載するものとします。
- 12 アライAAでは、建設機械・産業機械に於ける出品物を下記内容にて区分致します。
 - ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの(発電機・コンプレッサー等)。
 - ・「物品(パーツ)、以下、物品と称します。」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作)することができないもの(エンジン・ミッション・アタッチメント等)
- 13 建設機械・産業機械に関する出品の基本を以下のとおりとします。
 - (1)項～(5)項、中略
 - (6) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
 - (7)項～(8)項、省略
- 14 建設機械・産業機械の出品について、下記内容に該当する場合は出品できないものとします。

また記載内容に該当しない場合でもアライAAの判断により出品ができない場合があります。

 - (1)項～(11)項、省略
- 15 アライAA検査規定では、出品車両を以下に区分するものとします。

車両区分

小 型	軽自動車・小型自動車・普通自動車 積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) バス(乗車定員11人以上30人未満・バン、特殊車両等)
大 型	積載5t以上(車両総重量8t以上) 大型バス(乗車定員30人以上)
特 大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラクレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 建設機械 現 状	

↓

《改訂後の規約》

- 11 アライAAでは、建設機械・農業機械・産業機械(フォークリフト・建機系機械・車両系機械「以下、産業機械」と称します。)に関する運営をアライAA各会場毎に定めるものとし、その詳細をアライAAホームページ内、各会場「出品規定」に掲載するものとします。
- 12 アライAAでは、建設機械・農業機械・産業機械に於ける出品物を下記内容にて区分致します。
 - ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの(トラクター・コンバイン・発電機・コンプレッサー等)。
 - ・「物品(パーツ)、以下、物品と称します。」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作)することができないもの(エンジン・ミッション・アタッチメント等)
- 13 建設機械・農業機械・産業機械に関する出品の基本を以下のとおりとします。
 - (1)項～(5)項、中略
 - (6)農業機械及び登録の管轄が所轄官庁(役所等)となる機械については、所定の手続きにて登録を抹消した機械のみ出品を可能とします。
 - (7)項～(8)項、省略
- 14 建設機械・農業機械・産業機械の出品について、下記内容に該当する場合は出品できないものとします。また記載内容に該当しない場合でもアライAAの判断により出品ができない場合があります。
 - (1)項～(11)項、省略
- 15 アライAA検査規定では、出品車両を以下に区分するものとします。

車両区分

小 型	軽自動車・小型自動車・普通自動車 積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) バス(乗車定員11人以上30人未満、同サイズの車両等含む)
大 型	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 大型バス(乗車定員30人以上、同サイズの車両等含む)
特 大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラクレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 農業機械 建設機械 現 状	

4. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第39項の改定

《現在の規約》

39 建設機械及び産業機械のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。

(1)項～(6)項省略

↓

《改訂後の規約》

39 建設機械・農業機械・産業機械のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。

(1)項～(6)項省略

5. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象) 第18項の改定

《現在の規約》

18 建設機械及び産業機械の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームとします。

但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「誓約書兼販売証明書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

↓

《改訂後の規約》

18 建設機械・農業機械・産業機械の出品物で、「物品」に区分される出品物は非クレームとします。

但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)、走行距離、稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「誓約書兼販売証明書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

以上

